

2019年
3月号

「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」の適用開始

執筆者:石川 智也、杉山 侑惟

1. 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」の適用開始

「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」(以下、「本指針」といいます。)が、2019年4月1日より適用されます。本指針は、厚生労働省が、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による改正後の労働安全衛生法第104条第3項及びじん肺法(昭和35年法律第30号)第35条の3第3項に基づき、2018年9月7日に公表したものです。

事業者は、労働安全衛生法に基づく健康診断等の健康確保措置や任意に行う労働者の健康管理活動を通じて労働者の心身の状態に関する情報を得ることになるところ、当該情報のほとんどが個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」といいます。)第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当する機微な情報であることを踏まえ、本指針では、当該情報の取扱いに関する原則を明らかにしつつ、事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めています。

本指針は、あくまでも労働者の心身の状態に関する情報の取扱いに関する原則を示すものであり、事業者は各事業場の状況に応じて、心身の状態の情報が適切に取り扱われるようその趣旨を踏まえつつ、本指針に示された内容と異なる取扱いを行うことも可能です。もっとも、その場合には、労働者に対して、当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法と、そのような取扱いを採用する理由を説明する必要があるとされています。

各事業者は本指針を踏まえ、取扱規程の策定等必要な措置を本年4月までに検討することが望まれます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

2. 事業者において対応を検討すべき主要な項目

本指針に示された原則の詳細は、冒頭のリンク先をご確認頂ければと思いますが、事業者において具体的に作業が必要となる、対応を検討すべき主要な項目をいくつか紹介すると、以下のとおりです。

(1) 心身の状態の情報の取扱規程の策定・運用

心身の状態の情報が、労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行の目的の範囲内で適正に使用され、事業者による労働者の健康確保措置が十全に行われるよう、事業者は、労使関与の下で当該事業場における取扱規程を定め、周知を行い、情報を取り扱う者への教育の実施等、その運用を適切に行う必要があります。

(2) 心身の状態の情報の適正な管理

心身の状態の情報を適正に管理するための組織的・技術的な措置を講じる必要があります。具体的には、心身の状態の情報を正確・最新に保つための措置、漏えい等の防止のための措置、目的に照らして保管の必要がなくなった情報の適切な消去等のための措置を講ずべきとされています。

(3) 心身の状態の取扱いの原則の遵守

本指針では、情報の性質に応じて、取扱いの原則を3つのレベルに整理しており、事業者は、自らが取り扱う心身の状態の情報がそれぞれどの情報にあたるかを整理し、対応を検討する必要があります。

特に、労働安全衛生法令において事業者が直接取り扱うことについて規定されていない情報(本指針の分類でいうところの③)については、個人情報保護法第17条第2項各号に該当しない限り、その取得にあたって労働者本人の同意を得る必要がある点に注意が必要です(なお、労働者本人が自発的に事業者に提出した心身の状態の情報については、労働者本人の同意を得たものと解されます。)

以上



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
n.ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年マックス・プランク イノベーション・競争法研究所併設のミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。コーポレート、M&A、IPとデータの保護と利活用に関する法制度を専門とし、グローバルでのデータ規制への対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。欧州でのM&Aも手掛ける。



すぎやま ゆい
杉山 侑惟

西村あさひ法律事務所 弁護士
yu.sugiyama@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。データ保護法制のほか、会社法、金商法、労働法を含む企業法務全般を幅広く担当。近時の著作として、「GDPR『地理的範囲についてのガイドライン』の概要と実務上注目すべきポイント」(Business Law Journal No.132)(共著)がある。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200
E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>